

令和 2 年度第 7 回香川地方最低賃金審議会議事録

令和 3 年 3 月 18 日(木)

高松サンポート合同庁舎

北館 702 会議室

出席者 公益側 東、籠池、春日川、柴田、高塚
 労働者側 大島、瀧、立石、土田、中村
 使用者側 綾田、窪田、篠原、友國、濱田

議 題 (1) 令和 3 年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の
 申出の意向確認について
 (2) 令和 3 年度最低賃金の審議の進め方等について
 (案) について
 (3) 香川地方最低賃金審議会運営規程(案) について
 (4) その他

【賃金室長】 それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和 2 年度第 7 回、今年度最後の香川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

第 7 回香川地方最低賃金審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、委員全員が出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たし、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の資料についてご確認願います。会議次第、資料目次がございまして、

1-1(1頁) 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明
(香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金)

1-2(3頁) 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明
(香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金)

1-3(5頁) 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明
(香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金)

1-4(7頁) 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明
(香川県冷凍調理食品製造業最低賃金)

2-1(9頁) 香川県の特定最低賃金の推移

2-2(11頁) 特定最低賃金対象業種の状況

3(13頁) 特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数
(令和2年12月1日現在)

4-1(15頁) 令和3年度最低賃金の審議の進め方等について(案)

4-2(17頁) 昭和61年2月14日 現行産業別最低賃金の廃止及
び新産業別最低賃金への転換等について(答申)

4-3(25頁) 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定
一覧表

5(29頁) 香川地方最低賃金審議会運営規程(案)

6(31頁) 令和2年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会
の開催状況

を用意させていただいておりますが、不足資料等はありませんか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

【柴田会長】 それでは、早速議題に入ります。

議題(1)の「令和3年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」です。

このことについて、労使各側より新設、廃止及び改正の申出の意向をお伺いしたいと思っておりますが、まず、資料について事務局から説

明をお願いします。

【賃金室長】 それではご説明いたします。

特定最低賃金につきましては、次年度において新設、廃止及び改正の申出を行う業種について、この時期に、その意向の有無を審議会において確認することとしております。

そして、現在、香川県において設定しております4業種の特定最低賃金の全てにつきまして、労働者側から文書により改正申出の意向表明がなされております。

資料のNo. 1-1からNo. 1-4に、意向表明の写しを添付しておりますが、4業種とも金額のみの改正申出の意向ということでございます。

また、ご参考までに、資料No. 2-1に「香川県の特定最低賃金の推移」を、資料No. 2-2に「特定最低賃金対象業種の状況」を添付しております。

それでは、資料No. 2-1とNo. 2-2について簡単に説明させていただきます。

まず資料No. 2-1ですが、これまで船舶、機械、電気は、香川県最低賃金と同様、右肩あがりとなっており、冷食については平成28年度までは上げ幅1円から3円の微増でしたが、その後は香川県最低賃金と同様な引上げとなっております。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響等による厳しい経済状況下で、香川県最低賃金と冷食の特定最低賃金は2円の引上げ、その他の3業種の特定最低賃金は3円の引上げとなっており、いずれもここ数年の引上げよりも少ないものとなっております。

続きまして資料No. 2-2ですが、項目1が適用事業場数の推移、2が基幹的労働者数の推移、3が申出者が代表する基幹的労働者数の推移となっております。

改正の申出要件といたしまして、「基幹的労働者の概ね3分の1

以上のものの合意による申出」という基準がございますが、2の基幹的労働者数の推移の令和2年度を見ていただくと、たとえば、一番人数の多いところの機械の基幹的労働者数が6,048人、この3分の1は、2,016人となりますので、3の申出者が代表する基幹的労働者数の推移の令和2年度の機械の欄を見ていただくと、2,700人となっておりますので、3分の1以上の要件を満たしていることとなります。

4は影響率です。令和2年度の影響率とは、令和2年6月分の賃金について調査した結果、その後に改正された最低賃金を下回ることとなる労働者の割合のことを言いますが、令和2年度を見ますと、香川県最低賃金は2.4%、冷食10.6%、機械8.0%、船舶2.9%、電気8.5%となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【柴田会長】 労働者側は、来年度の特定最低賃金に関して、金額の改正申出の意向ありとのことですが、補足して何かご意見等ございましたらお願いします。

【立石委員】 特にありません。

【柴田会長】 それでは次に、使用者側の意向をお伺いします。

特定最低賃金について、新設、廃止及び改正についての申出の予定はございませんか。

【窪田委員】 この場で何かを決めていただきたいものではなく、私が懸念していることとして、参考意見を述べさせていただきます。

特定最賃の冷食についてですが、ご説明にもありましたように、平成29年から令和2年まで、地域最賃プラス1円という水準で結審しています。

また、事業者数も限られ、零細企業が多く、経営も厳しい状況の中で、地域最賃とは別に審議を行う意義が薄くなってきているのではないだろうかということが課題ではないかと思われれます。

また、零細な企業が多く、かつ経営者も高齢となっている中で、

使用者委員の選任に苦慮しているところがございます。

そして、特定最賃の性格から審議において、この業界に属する、この業界に詳しい委員が、過半数の2名以上必要となりますが、ふさわしい委員の確保が難しくなっていることを懸念しております。

これらのことを勘案しまして、冷食の特定最賃の存続について、懸念を感じているところです。

【柴田会長】 今、ご意見をいただきましたが、今回、特にこの件について検討するという事はないですね。そういうご意見があるということでよろしいでしょうか。

【窪田委員】 たちまち令和3年度に何かというわけではなく、今後、地域最賃プラス1円が続くのはどうなのかとか、委員の確保について懸念を持っているということをお願いした次第です。

【大島委員】 冷食のことをおっしゃっていただいたので、一言述べさせていただきます。

確かに平成29年からは県の最低賃金プラス1円となっている状況であることや中小・零細企業が多いことは重々知っておりますが、中小企業が多いからと言って、この特定最低賃金をどうかというのではなく、そこに働く方々の生活をどう守っていくかというところが論議の一番大きなところだと思います。

企業が大きい、小さいということではなくて、そこで働く人の生活やその産業を守っていくためにどうするのかというところが特定最低賃金の大きな論点だと思います。

それともう一点は、1円しか差がないとの話がありましたが、この産業としてどういう水準が一番ふさわしいのかという事を見出していこうという論議をしている中において、今のところ労使の中で1年を通じて話をするという機会がございませんので、たまたま1円という差になっています。

あくまでもこれは産業としての最低賃金の正しい水準のための

論議をしていく過程を探っていく状況のなかでのプラス1円です
から、単に1円だけあげればよいとやっているわけではありません。

このように、冷食の特定最低賃金が重要な位置付けを持つものであることを是非ご理解いただきたいと思います。

【柴田会長】 今、窪田委員から出された課題については、この場で結論を出すということは予定しておりませんので、双方のご意見をいただいたということで、今後の課題として今後継続して検討させていただきたいと思います。本日のところはこれでよろしいでしょうか。

(各委員より「はい。」の声あり)

【柴田会長】 現行の4つの特定最低賃金について、令和3年度は、労働者側より金額のみの改正の申出予定がある旨確認いたしました。が、よろしいでしょうか。

(各委員より「はい。」の声あり)

【柴田会長】 それでは、次年度の特定最低賃金の審議に向けまして、今後、関係労使当事者間で話し合うなど、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

ご承知のとおり、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより設定されるものであり、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されることが求められているということでございますので、次年度における円滑な審議のため、この点について、公益代表として、改めてお願いしておきたいと思います。

事務局の方から、次年度の特定最賃の申出に係る留意点について、説明をお願いします。

【賃金室長】 はい、「令和3年度特定最低賃金の改正に関する申出の意向」の確認がございましたので、資料No.3「特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数（令和2年12月1日現在）」の基幹的労働者である適用労働者数の欄をご覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、改正の申出要件の中に「基幹的

労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という基準がございます。この基準には、原則この数字を使用することといたしております。

この表につきましては、本省指示により、平成30年6月公表の平成28年経済センサス-活動調査を基礎とし、その後の時間経過による数値変動を補正したものです。

適用除外労働者数については、上記要領にて補正した「労働者数」に、令和2年6月に実施した最低賃金基礎調査の結果より算出した除外率（適用除外労働者数÷労働者数）を乗じて算出したものです。

それから、特定最低賃金の改正に関する申出書の提出時期ですが、例年、7月上旬を目途にご提出いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

【柴田会長】 続きまして、議題（2）の「令和3年度最低賃金の審議の進め方等について（案）について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それではご説明いたします。

毎年、その年度の審議を振り返り、申し送るべき事項を取りまとめ、「審議の進め方等」の案として、次年度審議会へ申し送りをしていただいております。

資料No.4-1の「令和3年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」をご覧ください。

本年度の「審議の進め方」を修正した箇所は無く、令和2年度と同様の内容であり、年度、年のみを修正したものとなっております。

なお、本年度の審議では、地域別最低賃金については、「審議の進め方」のとおり10月1日に発効、特定最低賃金については、4業種ともすべて12月15日に発効となりました。

中央最低賃金審議会での目安審議の時期等について不透明なところもございますが、次年度の審議に当たりましても、現時点では従前のとおりご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろし

くお願いいたします。

念のため読み上げて説明にかえさせていただきます。

令和3年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和3年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和3年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和3年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和4年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上でございます。

【柴田会長】 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問があればお願いします。

【大島委員】 香川のことではなく、中央のことですが、今年はオリンピックがあったり、7月に4連休があったりして、非常にタイトなスケジュールの中でやっていかなければいけないと思います

が、中央の目安がいつごろ出るのか、おそらく今年も8月の5日とか6日に決めなければいけないとしたら、すごいタイトな状況の中でやっていかざるを得ない部分がありまして、この辺どのような考え方をされているのでしょうか。

【賃金室長】 エンドの方は、後ほど日程の予定一覧表で説明いたしますが、そこで自ずから決まってくると思われれます。

最初の方については、昨年よりも早くなるかもしれませんが、不明確なところがあります。

もしかするとオリンピックの関係で日程が例年と違って早まるのかもしれませんが、その辺は不透明です。

【大島委員】 例年7月末頃が一つの基準ですか。

【賃金室長】 今年度のスタートは6月30日だったかと思います。昨年度は参院選の関係で7月8日、一昨年度は7月4日頃だったかと記憶しております。

だいたいその辺りになっておりますので、それも中央最低賃金審議会に対する諮問の後に地方で第1回本審を開催して香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して諮問をするという段取りになりますので、中賃の後ということになるかと思えます。

今のところ、この程度のご回答しかできません。

【大島委員】 なるべくタイトにならないように、香川県の方から中央に要請を出していただければありがたいと思います。

【賃金室長】 エンドは10月1日発効のためには自ずと決まっておりますから。

【大島委員】 あくまでも10月1日発効は努力目標でしょうから、タイトな日程にならないように組んでいただければありがたいと思います。

【賃金室長】 少なくともここ数年間は香川におきましては10月1日に発効しております。

【大島委員】 それを言い出したら、なんで他の県は遅くて香川だ

けそこを守らなければいけないのでしようということ、結果、香川だけが常に金額で負けている部分が出てきますから、その辺は努力目標ということで理解しています。

もう少しタイトにならないようにしていただかないと、なかなか審議も進まないと思っておりますので、ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

【柴田会長】 オリンピック等、読めない部分はありますが、できるだけ例年どおりで進めたいと思います。

それでは、ただ今ご審議いただきました内容をもって成案とし、次年度の審議会へ申し送ることといたします。

なお、1の(3)の業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとされておりますが、この実地視察について、事務局からお願いします。

【賃金室長】 これまでの実地視察については、特定最低賃金の4業種を順に実施し、平成27年度は冷食、28年度は船舶、29年度は機械、30年度は電気で一巡しました。そして令和元年度は再び冷食を実施しました。

今年度は、当初、船舶の実地視察を9月頃実施する予定にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施を見送ることとしました。

来年度も、新型コロナウイルスの感染状況が好転しない限り実施は難しいと思われませんが、当該感染症が収束した場合には、本年度に実施を計画していた船舶について実施することでいかがか、お諮りしたいと思います。

なお、県最賃対象事業場を視察することも考えられますが、そうになると香川県最低賃金専門部会の開催前となります。

これまでの経過において、委員のご都合により香川県最低賃金の審議と特定最低賃金の審議の間の9月頃に実施していたと聞いておりますが如何でしょうか。

実施可能な場合ということで、視察対象事業場、実施時期等につきましてご意見をお伺いできればと思います。

【柴田会長】 それでは、実地視察について、ご意見をお願いします。

【立石委員】 実地視察の実施の目安はどの程度のレベルで実施する、しないの判断をするのでしょうか。

それとも受け入れ側の仮定している企業に合わせるのか、皆様ご予定があると思われめますので、する、しないの判断は難しいと思われめますけれど、その辺りどうお考えでしょうか。

【賃金室長】 ここで判断するのは難しいです。

と言いますのは、今年度、船舶の実地視察を計画し、日程調整をする直前で中止という判断をいたしました。

ちょうどその頃にコロナの第2波が発生し、これは広がる可能性大ということがなかなか判断が付きにくい状況のなかで、もし、審議会の中でクラスターが発生すれば、大変申し訳ないこととなりますので、本当にその当時は難しい判断をして中止としました。

こういう経緯がございますので、予定は早いほうが良いということとは十分承知しておりますが、少なくとも数か月前、その前に日程調整をしなければいけませんので、その時にはいずれにせよ結論を出さなければいけないと思っております。

その頃どういう状況になっているのか、今の段階では判断できませんし、もしかしてリバウンドということになれば実施は難しいと思われめますが、断定めいたことは申し上げにくいと思います。

【立石委員】 実地視察のあり方、方法として、この時代なのでWEBを使ってなど、不可能であれば仕方がないのですが、何かよい方法があればご検討いただければと思います。

【賃金室長】 録画など、アイデアとしていただき、検討したいと思います。

【土田委員】 実地視察を依頼するにしても、ある程度の判断基準

を伝えてあげないと、受け入れ側も判断が難しいと思います。

例えば、香川県でもコロナの状況を7段階で評価していると思いますが、ここでは結論は求めませんが、ある程度の香川県の評価のこの段階以上になると中止とか、そういう大まかな方針でもいいので、なにかそういったことを示してもらえるとお願いもし易いのかなと思います。

【賃金室長】 ありがとうございます。ご提案として検討させていただきます。

【柴田会長】 実施視察については、先行きの見通しが難しい中で、どのようにするのか基準を設けたほうがいいのではないかというご提案もありましたが、9月頃、船舶で感染状況も見ながら、事務局提案どおりを予定することで良いでしょうか。

(各委員より「はい。」の声あり)

【柴田会長】 それでは事務局の提案どおりということにさせていただきます。

次に、議題(3)の「香川地方最低賃金審議会運営規程(案)について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それではご説明いたします。

資料No.5(29頁)の「香川地方最低賃金審議会運営規程(案)」をご覧ください。

会議、議事録、資料の公開、非公開については、従来から年度当初に審議していただき、決定してきたところです。

これらについては、「香川地方最低賃金審議会運営規程」の第6条や第7条のように、原則として公開することとしているところですが、一方で、「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」には、会長は非公開

とすることができるとされております。

今回の改正内容はこれまでの取り扱いを変更するものではありませんが、全国的な運営規程の例にならい「香川地方最低賃金審議会運営規程」の表現を整理したものとなります。

具体的には、第7条第2項の記載ですが、「議事録」の後に、赤字で記載の「及び会議の資料」を加えるものです。

また、第8条の意見の提出につきましては、「会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。」とするものです。

これまで香川労働局長は、本審に出席しているため、議事の内容は承知しており、その目的は達成していることから、全国的な運営規程の例にならい、「それぞれ議事録の写しを付して、その都度」を削除することとしたものです。

ご審議のほどお願いいたします。

【柴田会長】 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいですか。

それでは、ただ今ご審議いただきました内容をもって成案とし、次年度の審議会へ申し送ることといたします。

次に、議題（4）の「その他」に移ります。

事務局で、何かありますか。

【賃金室長】 資料No. 4-2として「【昭和61年2月14日】現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（答申）」をお付けしております。これは、先ほどの「令和3年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」の3に関するものです。特に20頁からの別添「新産業別最低賃金の運用方針」をご確認いただければと思います。

資料No. 4-3は、令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。

最初の頁の一番右側の「発効」の欄を見ていただきたいと思います。地域別最低賃金、つまり香川県最低賃金を10月1日に発効させる場合には、「発効」が「10月1日（金）」となっている行の一番左の欄、つまり、「答申（要旨公示）」の欄を見ていただきますと、「8月5日（木）」と記載されていることがお分かりになると思います。

ですので、8月5日に答申をいただければ、最短で10月1日に発効となりますが、もし、答申が8月6日になりますと、10月2日（土）の発効となってしまいます。

特定最賃につきましては、標題の後に「（特定（産業別）最低賃金の場合）」と記載されている27頁の一番下を見ていただくと、先ほどと同様に「発効」の欄「12月15日（水）」と記載されている行がありますが、この行の「答申（要旨公示）」の欄には「10月14日（木）」と記載されていることがお分かりになると思います。

つまり、12月15日の発効を目指すのであれば、遅くとも10月14日までに答申をいただく必要があるということでございます。

それから、資料 No. 6 には本年度に開催いたしました本審、運営小委員会、各専門部会の開催状況を取りまとめた表をお付けしております。

次年度におきましても、同様の流れで審議をお願いすることになるかと思っております。

【柴田会長】 ただ今の説明について、何かございますか。

【立石委員】 スケジュールについて、来年度のことなので、ここでどうこう言うわけではないのですが、オリンピックや衆議院議員選挙も入ってくるかもしれませんし、賃金室も日程調整をすることは難しいとは思いますが、各委員が混乱しないようにしていただければと思います。

これまで私どもも10月1日にこだわって取組を進めてきましたが、周りの県、特にDランクの県が後出しじゃんけんをすると、「真

摯な審議をしてきた香川がこれまで頑張ってきたのは一体なんだったのかな。」と思います。

この点についても新年度以降皆さんと論議していきたいと思えます。

【賃金室長】 中央の日程が決まった段階で、ある程度早め早めに各委員の日程調整をする必要がありますが、何かあればそれに対応して調整するかと思います。

何があるかわかりませんが、通常ベースを前提に日程調整をしていくこととなるのではないかと思います。特別なことがあればその時にできることで対処していきたいと思えます。

【柴田会長】 スケジュールについては、不透明な懸念事項があるかと思えますが、これに留意して計画していただければと思えます。

その他に何かありますか。

【賃金室長】 今年度の審議において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援が必要とのご意見をいただいておりますので、支援策についてご紹介させていただきます。

今年度の助成金の交付決定状況は、3月12日現在で、

- ・業務改善助成金は、7件の交付決定
 - ・「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースは、25件の交付決定
 - ・「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースは、40件の交付決定
- となっています。

これらの支援策につきましては、引き続き周知を行っていくこととしております。

それから、審議会に提出する資料についてですが、今年度は、賃金構造基本統計調査を基に作成した「香川の賃金概況」、香川労働局職業安定部の「香川県の雇用情勢」、「新規学卒者初任給情報」、四

国財務局の「香川県内経済概況」、日本銀行高松支店の「香川県金融経済概況」、「全国企業短期経済観測調査結果」、香川県統計調査課の「消費者物価指数」、内閣府の「月例経済報告」、香川県政策部統計調査課の「香川の賃金、労働時間及び雇用の動き」、「春季賃上げ妥結状況」、目安審議で使用した「賃金改定状況調査結果」等を提出させていただきました。

この他、当局で調査分析いたしました「最低賃金に関する基礎調査結果」がございます。資料の廃止、追加等についてご意見がございましたら賜りたいと考えております。

【柴田会長】 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問があればお願いします。

今期最後の審議会になりますが、他に何かご意見等はございませんか。

事務局の方もよろしいですか。

【賃金室長】 では最後にご紹介させていただくことがございます。使用者代表委員の篠原委員が異動により今期限りで退任されます。

篠原委員におかれましては、平成 31 年 2 月 1 日から委員に就任いただき最賃審議に携わっていただきました。香川県における最低賃金の決定にご尽力いただいたところでございます。

本当に、ありがとうございました。一言、ご挨拶をお願いします。

【篠原委員】 今回、人事異動がありまして、使用者側委員を退任いたします。

「造船業界は大変だ。」ということは特定最賃の審議会でも再三申し上げてきました。

今、造船業界がどうなっているかということ、弊社ともう 1 社の両社で新会社を立ち上げました。

私も 1 年くらい前からその立ち上げに向けて動いてきましたが、今回、その人事部の責任者ということで首都圏に赴任することと

なりました。

2年間お世話になり、ありがとうございました。

【柴田会長】 篠原委員が今期をもって退任ということでございます。2年間でしたがお疲れ様でした。またありがとうございました。

それでは最後に、本間局長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

【本間労働局長】 今年度、最後の香川地方最低賃金審議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

柴田会長を始め、各委員の皆様におかれましては、この一年、香川県最低賃金及び4つの特定最低賃金の改正につきまして、真摯にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

今年度におきましては、コロナ禍のもと、中央最低賃金審議会において引上げ額の目安が示されず、例年にも増して難しい審議になりましたが、慎重にご審議をいただき、労使代表委員のご理解とご協力並びに公益代表委員のご尽力により、最低賃金の改正を取りまとめていただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

また、本日は、来年度の審議会の運営方法などについて確認をいただくとともに、特定最賃につきましては意向表明がなされたところ です。

先ほどのご意見に対する回答の補足ですが、この審議会での審議日程がタイトにならないよう本省へはご意見があったことをしっかりと伝えたいと思います。

また、効力発生の日でございますが、おっしゃるとおり、10月1日は努力目標でございますので、無理のないようにやっていきたいと思 います。

さらに、実地視察につきましては、ワクチンが期待されておりますが、不透明な部分もあるため、準備はさせていただきますものの、受け入れ企業の意向等をしっかり伺って無理のないように行いたいと思 います。

次年度におきましても引き続き円滑な審議が行われますよう、お

願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、終了に当たっての挨拶とさせていただきます。

一年間、本当にありがとうございました。

【柴田会長】 以上をもちまして、今年度最後の本審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

――了――